

# 重要事項説明書

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護

医療法人三幸会  
訪問看護ステーション おざわ

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護重要事項説明書[令和6年10月1日現在]

1.医療法人三幸会 訪問看護ステーションおざわの概要

(1)事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人三幸会 訪問看護ステーションおざわ
管理者	安宅 絵梨子
所在地	大阪府大阪市住吉区帝塚山東3丁目8番15号
	TEL 06-6671-4722 FAX 06-6671-4760
介護保険指定番号	介護予防訪問看護・訪問看護 (大阪市 2762090203号)
サービス提供地域	住吉区・東住吉区・阿倍野区・西成区・平野区・住之江区

(2)営業日・時間・サービス提供時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 9:00 ～ 17:00 但し、国民の祝日、年末年始(12/29～1/4)、夏季休暇(8/13～8/15)を除く
サービス提供日	月曜日～土曜日 9:00 ～ 17:00
サービス提供時間	但し、国民の祝日、年末年始(12/29～1/4)、夏季休暇(8/13～8/15)を除く

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡体制あり

(3)事業所の職員体制

管理者	安宅 絵梨子	
職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</li> <li>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</li> <li>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	常 勤 1名 兼 務 1名
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。</li> </ol>	常 勤 0名 非常勤 5名
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。</li> </ol>	常 勤 2名 非常勤 1名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li> </ol>	常 勤 0名 非常勤 1名

## 2. 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 事業の目的、運営方針

### <事業の目的>

指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。

### <運営の方針>

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. サービス提供内容

### (1) 看護介護行為(利用者に対して)

- ・バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
- ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)

### (2) 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア(浣腸・摘便)

### (3) リハビリ援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練
- ・言語嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害など)
- ・認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど)

### (4) 介護者に対して

- ・介護の指導方法・介護福祉などの社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する方法など
- ・介護者の健康相談・助言

## 5. 利用料金

(1)利用者から頂く利用者負担金は、医療保険・介護保険等の法定利用料に基づく  
参考資料 別紙1.2

### (2)交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費

・事業所から片道5km未満500円 ・事業所から片道5km以上1000円

### (3)キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先:06-6671-4722 FAX06-6671-4760)

①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

### (4)料金の支払方法

指定の方法でお支払いください。

\*口座振替

## 6. サービスの利用方法

### (1)サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。指定介護予防訪問看護・指定訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2)サービスの終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・お客様が亡くなられた場合

#### ④その他

・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。

・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。

・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。

・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	安宅 絵梨子
-------------	--------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。

(6)虐待の防止のための指針を作成しています。

(7)介護相談員を受入れます。

(8)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

高齢者虐待相談窓口	住吉区保健福祉センター 保健福祉課 所在地 大阪市住吉区南住吉3-15-55 電話番号 06-66694-9859 受付時間 平日9時00分～17時30分
-----------	--

## 8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	病院名	
	連絡先	
ご家族	連絡先	住 所  電話番号
	氏名	印  本人との関係( )

## 9. 苦情申し立ての窓口

<p><b>【事業者の窓口】</b> 訪問看護ステーションおざわ</p>	<p>所在地 大阪市住吉区帝塚山東3-8-15 電話番号 06-6671-4722 ファックス番号 06-6671-4760 受付時間 月～土 9:00～17:00</p>
<p>おおさか介護サービス 相談センター</p>	<p>所在地 大阪市天王寺区東高津町12-10 電話番号 06-6766-3800 受付時間 月～金 9:00～17:00</p>
<p><b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 住吉区保健福祉センター 保健福祉課</p>	<p>所在地 大阪市住吉区南住吉3-15-55 電話番号 06-6694-9859 受付時間 月～金 9:00～17:00</p>
<p><b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪市中央区常盤1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 月～金 9:00～17:00</p>

## 10. 個人情報の使用

### (1) 使用の目的について

- ① サービス担当者会議等に必要な時
- ② サービス提供事業者との連絡や調整に必要な時
- ③ その他サービス提供に必要な時または、緊急を要する時の緊急連絡先などが必要とされる時
- ④ 医療機関への受診や入院時等に情報提供が必要な時

### (2) 使用にあたっての条件

個人情報の提供は「1・使用する目的」の範囲内の必要最小限に留意し、情報提供時には、決して関係者以外に個人情報が漏れることのないように配慮し、個人情報を用いた会議については、参加者や内容等について経過等の記録をいたします。

### (3) 使用する個人情報で必要とするもの

- ① 介護保険被保険者証
- ② アセスメント等の書類
- ③ 訪問看護等の記録

## 11. 緊急時訪問看護利用

緊急時訪問看護	ご利用者様またはそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が計画的に訪問することになっていない場合に、緊急的に訪問看護を行うこと。
---------	--

緊急連絡先	①事業所	06-6671-4722	午前9時～午後5時 上記時間以外は 携帯電話(24時間対応)へ 転送されます
	②携帯電話		※①が不通の場合

緊急時の訪問看護体制(緊急時訪問看護加算)について担当職員より説明を受け、このサービスを利用することについて同意します。



令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市住吉区帝塚山東3丁目8番15号
	法人名	医療法人三幸会
	代表者名	小澤 幸人 印

事業者	所在地	大阪市住吉区帝塚山東3丁目8番15号
	事業所名	医療法人 三幸会 訪問看護ステーションおざわ
	事業所番号	大阪府 2762090203
	管理者名	安宅 絵梨子 印
	説明者氏名	安宅 絵梨子 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

利用者	住所	〒 -
	氏名	印

代理人	住所	〒 -
	氏名	印 本人との関係( )